

京都市立病院整備運営事業
「入札説明書」に関する質問

| No | ページ | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-----|------|---|-----|---|-----|-----------------|---|---|
| | | 本文 | | | | | | | |
| | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | | | |
| 1 | 1 | 1 | | | | | 入札説明書等の優先順位 | 入札説明書等には、想定質問回答も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、含まれる場合に想定質問回答の優先順位はどのようにお考えでしょうか。 | 本入札説明書においては、想定質問回答は、その記載事項の内容に基づき、それぞれ、入札説明書及びその添付資料、要求水準書、基本協定書(案)並びに事業契約書(案)の一部として、入札説明書等に含まれます。優先順位の考え方は、事業契約書(案)p72を御参照ください。例えば、事業契約書(案)に対する想定質問回答は事業契約書(案)の一部となり、要求水準書に対する想定質問回答は要求水準書の一部となりますので、この場合は次のとおりの優先順位となります。「事業契約書(案) + 当該想定質問回答」>「要求水準書 + 当該想定質問回答」 |
| 2 | 6 | 2 | 9 | 2 | ウ | | その他、主な地区、指定、条例等 | 「その他、主な地区、指定、条例等」に記載されている以外で、何らかの近隣における決め事、近隣協定等がございましたらお教え願います。 | 近隣協定等について、現時点では、把握しているものはありません。 |
| 3 | 11 | 3 | 4 | 1 | カ | エ | 調達業務にあたる者 | 調達業務に当たる者の要件は、「平成15年以降に1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していること」となっておりますので、医療機器及び関連備品の調達業務にあたるものは、構成員又は主要協力企業に入れる必要がなく、且つ第23号様式の調達業務実績調書の提出も求められていないという認識で宜しいでしょうか。 | 御理解のとおりです。 |
| 4 | 11 | 3 | 4 | 1 | カ | エ | 調達業務にあたる者 | 「調達業務に当たる者が複数の場合には、すべての者が当該要件を満たしていること」すなわち、すべての者が1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していることが求められておりますので、主要協力企業に含まれる調達業務を担当する者とは、調達業務のうち、医薬品、診療材料の調達業務にあたる者、との理解で宜しいでしょうか。 | 御理解のとおりです。 |
| 5 | 11 | 3 | 4 | 1 | カ | エ | 調達業務にあたる者 | 「調達業務に当たる者は、平成15年度以降に1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していること」とありますが、1社で医薬品且つ診療材料両方の調達業務の実績を有している必要があるのでしょうか。医薬品、診療材料のどちらかの実績があれば要件を満たすのでしょうか。 | 医薬品と診療材料の調達業務に当たる者が別の場合には、医薬品の調達業務に当たる者は医薬品の調達業務の実績を、診療材料の調達業務に当たる者は診療材料の調達業務の実績をそれぞれ有していることが必要です。また、1社で医薬品及び診療材料の調達業務に当たる場合には、両方の実績が必要です。 |
| 6 | 13 | 3 | 5 | 1 | ウ | | 図面等の参考資料 | リストにあがっていませんが、CADデータで、既存本館断面図・立面図、及び北館竣工図書、北館以前の建物の竣工図書をお借りできませんでしょうか。 | CADデータのものは存在しませんが、紙の図面であれば、貸与することが可能です。貸与手続については、入札説明書の5(1)ウ(p.13-14)に定める図面等の参考資料の貸与手続に準じるものとします。 |
| 7 | 13 | 3 | 5 | 1 | ウ | | 図面等の参考資料 | リストにあがっていませんが、北館と中庭地中埋設躯体の位置関係・深さ関係等の詳細図面及び山止めに関する図面をいただけませんかでしょうか。 | 京都市立病院のホームページのうち、再入札公告関連のページに京都市立病院整備運営事業再入札説明書資料集のコンテンツがあり、「参考図6 地中存置躯体配置参考図」を掲載しておりますので、御参照ください。要求水準書2の施設整備 参考図に、「参考図6 地中存置躯体配置参考図」を追記します。要求水準書を修正します。 |
| 8 | 13 | 3 | 5 | 1 | ウ | | 図面等の参考資料 | リストにあがっていませんが、東看護師宿舍の設計図書をお借りできませんでしょうか。(設備関係を確認させていただいたく) | 今後、提出していただく参加表明書(第10号様式)に記載されている企業には、貸与することは可能です。貸与手続については、入札説明書の5(1)ウ(p.13-14)に定める図面等の参考資料の貸与手続に準じるものとします。 |
| 9 | 16 | 3 | 5 | 4 | ウ | | 施設見学会 参加申込 | 入札説明書に関する想定質問回答No.19では、「入札参加グループごと一括して実施することを基本」とありますが、参加申込み(第6号様式)では、個別企業ごとに申込みをするようになっております。この際、グループごと一括して実施するのであれば、見学希望場所もグループ内各社で合わせる必要があるのでしょうか。 | 施設見学会は、グループごと一括して実施しますので、見学希望場所についても、グループ間各社で合わせていただくようお願いいたします。 |
| 10 | 16 | 3 | 5 | 4 | | | 施設見学会の参加者 | 入札参加表明の手続きを行った者を対象に施設見学会を開催することですが、入札参加表明を行うのは代表企業、構成員、主要協力企業のみであり、それ以外で個別業務を担当する想定協力企業候補は施設見学会には参加出来ないのでしょうか。もし、代表企業、構成員、主要協力企業のみを施設見学会の参加者と想定されておられる場合は、民間のノウハウ活用や質の高い提案の観点から参加表明を行わない協力企業にも施設見学の機会を提供して下さいますようお願い致します。 | 参加表明書(第10号様式)に記載している企業以外で、協力企業として参加することを予定している企業が施設見学会への参加を希望する場合、代表者が提出する施設見学会参加申込書(第6号様式)の「所属/参加者氏名」欄に、会社名・所属・参加者氏名を記載のうえ、協力企業であることを明示してください。 |

| No | ページ | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-----|------|---|--------|---|-----|---------------|---|---|
| | | 本文 | | | | | | | |
| | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | | | |
| 11 | 17 | 3 | 5 | 7 8 | | | 対話の出席者 | 入札説明書に関する想定質問回答No.40及び42では、貴市側の出席者が「議題にもよる」とありましたので、1回あたりの対話について、例えば前・後半とテーマを変更して、事業者側出席者を入れ替えて実施するということは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 12 | 17 | 3 | 5 | 7 8 | | | 対話への公共側参加者 | 入札説明書に関する想定質問回答No.41では、審査委員会の方の参加は検討中とのことですが、現時点ではどのようにお考えでしょうか。 | 現時点では、院長、副院長以外の提案審査委員会委員が対話に出席することは考えておりません。 |
| 13 | 19 | 3 | 5 | 9 | イ | コ | 再度の入札 | 入札説明書に関する想定質問回答No.49では、「再度の入札執行は、前回の開札後、直ちにその場で行う」とありますが、入札者又はその代理人は一度入札室を出てから再度の入札を行うため入室するのでしょうか。それとも退室せずに、そのまま再度の入札を行うのでしょうか。後者の場合、予め再度の入札用の入札書を持参することになるのでしょうか。 | 再度の入札については、入札室から退室せず、直ちにその場で行います。再度の入札の入札書については、あらかじめ持参していただくこととなります。 |
| 14 | 20 | 3 | 6 | 5 | | | 提案書類に関するヒアリング | 入札説明書等に関する想定質問回答No.56では、ヒアリングに出席できる事業者側人数は最大10名以内とありますが、複雑多岐にわたる業務範囲であるため、またより専門的且つ詳細に回答できるようにするため、15名程度まで増やしていただけないでしょうか。 | ヒアリングに出席できる事業者側人数は、最大15名以内とします。 入札説明書等想定質問回答を修正します。 |
| 15 | 20 | 3 | 6 | 6 | | | 入札保証金 | 入札説明書に関する想定質問回答No.60では、入札保証金額は、入札金額(税込)の100分の5以上に相当する額とありますが、これまで貴市で実施されたPFI事業並びに一般競争入札による工事では、本件ほど多額の入札金額ではなかったと思料します。事業者の負担をご勘案いただき、減免いただくことはできませんでしょうか。 | 後日回答を公表します。 |
| 16 | 20 | 3 | 6 | 6 | | | 違約金 | 落札者となったにもかかわらず契約を締結しないこととなった場合、京都市契約事務規則第8条第2項によりますと、「当該入札保証金の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収する」とあり、一方基本協定書(案)第11条第3項では、「(前略)本事業に係る建設工事費相当額の100分の5に相当する額の違約金を甲に支払う」とあります。これらの関係についてご教示下さい。 | 後日回答を公表します。 |
| 17 | | | | | | | 再公告での資料集の変更箇所 | 4月16日の再公告にあわせて公表された資料集(参考図1～6、資料1～38)のうち、それまでに公表されていた参考図及び資料から内容が変更されたような資料がありましたら資料名と変更箇所ご教示下さい。 | 3月30日に公表した資料から変更したのは、「資料7備品等調達リスト」のみです。変更箇所については、原則として事業者が調達することとしている病院運営業務に関連する諸室(職員食堂、外来食堂、喫茶、患者図書コーナー、MEセンター)をリストに掲載していたため、これらの項目を削除した点です。 |
| 18 | | | | | | | 入札説明書資料集 | 応募者の入札の効率化のため、PDF形式で公表済みの資料7,8,9,10の各リストをExcel形式で公表して頂けませんでしょうか。 | 資料7については、希望者には個別に提供しますので、京都市立病院管理課まで御連絡ください。資料8,9,10については、様式集がありますので公表不要と考えております。 |
| 19 | | | | | | | これまでの質問回答 | 応募者の入札作業と落札後の協議の効率化のため、これまでにPDF形式で公表された本事業に関する質問回答及び想定質問回答をExcel形式で入札参加資格確認申請者に公表して頂けませんでしょうか。 | 希望者には個別に提供しますので、京都市立病院管理課まで御連絡ください。 |